平成28年第2回印西地区消防組合議会臨時会

○議事日程(第1号)

平成28年7月1日(金曜日)午後2時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び印西地区消

防組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 2号 工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第 3号 財産の取得について

日程第 7 議案第 4号 財産の取得について

日程第 8 議案第 5号 財産の取得について

日程第 9 議案第 6号 財産の取得について

日程第10 報告第 1号 継続費繰越計算書の報告について

○出席議員(9名)

1番 長谷川 則 夫 紀 3番 Π 上 正 4番 近 藤 瑞 枝 5番 岩 崎 成 子 6番 広 沢 修 司 7番 山 喜 代 子 田 8番 板 橋 睦 9番 竹 内 陽 子 10番 酢 﨑 義 行

○欠席議員(1名)

2番 山 﨑 幸 雄

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 伊 澤 史 夫 副管理者 倉 直 板 正 会計管理者 折 山 郁 子 消防長 須 藤 達 也 消防本部次長 浅 野 富 夫 総務課長 \prod 人 上 秀 警 防 課 長 石 井 幸 夫 牧 の 原 消 防 署 長 樋 関 健 印 西 西 消 防 署 長 中 澤 厚 元 白井消防署長 伊 実 藤

○議会事務局出席職員氏名

書 記 長 中 嶋 稔 書 記 浩 山 下 記 書 秀 行 佐 藤 書 記 宮 﨑 奈 津 子

◎開会及び開議の宣告

(午後2時00分)

○議長(酢﨑義行) 皆さん、こんにちは。本日は、公私ともにご多忙のところ、ご苦労さまでございます。 これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(酢﨑義行) 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(酢﨑義行) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

3番 川上正紀議員

4番 近藤瑞枝議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長(酢﨑義行) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長(酢﨑義行) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎諸般の報告

○議長(酢﨑義行) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。

次に、監査委員より平成27年11月から平成28年2月までの例月出納検査及び定期監査の結果報告があり、 その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期臨時会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成28年5月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(酢﨑義行) 日程第4、議案第1号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例

及び印西地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(伊澤史夫) 議案第1号についてご説明いたします。

本案は、印西消防署の移転に伴い、第1条の印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正で消防署の位置を改めるものであります。また、第2条の印西地区消防組合公告式条例の一部改正では、第1条の改正に伴い消防署の位置が変更されることから、掲示場の位置を定めた公告式条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、消防長より説明いたしますので、よろしく審議くださるようお願いいたします。

- ○議長(酢﨑義行) 消防長。
- ○消防長(須藤達也) 議案第1号について補足説明いたします。

審議資料、議1-1ページをごらんください。まず初めに、本条例は、印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び印西地区消防組合公告式条例の一部改正となります。改正理由が印西消防署の移転によるものであることから、関連する2つの条例改正について一つの議案としてご審議をいただくものでございます。

第1条は、印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正となります。平成27年7月より庁舎建設事業を進めておりましたが、平成28年9月28日に移転することとなったことから、消防署の位置について「印西市大森2514番地10」を「印西市竹袋403番地15」に改正するものでございます。

第2条、印西地区消防組合公告式条例の一部改正ですが、第1条の設置等に関する条例の一部改正に伴い消防署の位置が変更となることから、公告式条例に規定する掲示場の位置について「印西市大森2514番地10」を「印西市竹袋403番地15」に変更し、設置等に関する条例に準拠するものでございます。

次に、改正条例の施行期日ですが、指令端末の移転が完了し、業務が開始できる見込みである本年9月 28日としております。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(酢﨑義行) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び印西地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(酢﨑義行) 起立全員です。

したがって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(酢﨑義行) 日程第5、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 管理者。

○管理者(伊澤史夫) 議案第2号についてご説明いたします。

本案は、白井消防署大規模耐震改修及び増築工事請負契約の締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び契約の概要の詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くだ さるようお願いいたします。

- ○議長(酢﨑義行) 消防長。
- ○消防長(須藤達也) 議案第2号について補足説明をさせていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。本件については、事後審査型制限つき一般競争入札により執行したものでございます。本年4月12日に入札等審査会を開催し、入札参加要件を決定し、5月9日に入札の公告をしたところ、7社から入札参加の届け出がありました。6月3日、2社辞退により5社による入札を行った結果、平山建設株式会社が5億6,250万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社と消費税を含めました6億750万円で契約するものでございます。

以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、契約の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料、議2-1ページをごらんください。本案は、竣工から37年が経過した白井消防署の老朽化及び平成23年10月に実施した耐震診断結果により、災害応急対策を実施する消防署として機能強化を図る必要があることから、庁舎の大規模耐震改修及び増築工事を実施するものでございます。

工事いたします庁舎は、防災拠点として既存及び増築部分を含めて高い耐震性を有し、一般行政機関としての機能、24時間勤務体制として職員の業務と生活の両面に配慮した機能及び各種災害等に対応するため、訓練及び体力錬成を常時行うことができる機能を備えた庁舎として、既存庁舎棟及び南側に増築する事務所棟は2階建て鉄筋コンクリート造とし、北側に増築する車庫棟の一部については平家建て鉄骨造となっております。

竣工年度につきましては平成28年度、29年度継続事業として、契約工期は平成30年3月31日までとして おります。

なお、審議資料の議 2-2ページには開札調書、議の 2-3ページから議 2-9ページには配置図及び各階平面図、立面図並びに建築パースを添付してございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- ○議長(酢﨑義行) 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 9番、竹内陽子議員。
- ○9番(竹内陽子) 第2号議案を質問するに当たりまして、私はちょっと調べをいたしました。その際に、 資料を執行部から出していただきましたけれども、これから質問するに当たりまして、その資料をここに いらっしゃる皆様に一緒に目を通していただいたほうが私の質問に対してわかりやすいのかなと思いまし て、資料の配付をお願いしたいのですが、議長、よろしくお願いいたします。
- ○議長(酢﨑義行) 資料の配付の申し出がありました。これを許します。

それでは、配付をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時12分

○議長(酢﨑義行) 再開します。

それでは引き続き、9番、竹内陽子議員の質問をお願いします。

○9番(竹内陽子) それでは、今議長にお願いをして配付をした資料がございます。これは、開札調書の ところを見ていただければわかりますけれども、入札でここに決まった平山建設の見積書でございます。 このことから少しお尋ねをしてまいりたいというふうに思います。

まず、印西消防署も白井消防署もこのカトウ建設事務所、平山建設株式会社、このコンビで両方の事業が行われております。確かに建物の面積、敷地も違っておりますけれども、皆様覚えていらっしゃるかわかりませんけれども、印西の建物の場合は4億2,000万円になっております。今回この白井の消防署のところは消費税抜きで5億6,250万円になっております。これにはいろいろ比較する内容がまちまちですから、一概に全部これがどうかということは言えません。ですけれども、これを見ていただいて、この金額に対して皆さんがどういうふうに思っていらっしゃるかということもお尋ねしながら、私は執行部にお伺いしたい1点目は、同じ設計、同じ会社、この金額の違い、これはどのように判断をされたかということを聞きたいと思います。

それから、議長、一問一答ではなくて、3回ですね。

- ○議長(酢﨑義行) 3回ですので、ある質問は全部やってください。
- ○9番(竹内陽子) わかりました。まず、1点目はそれです。

2点目、この資料の2ページ目を見てください。現場管理料、一般管理料、こういう費用がございます。これ計算すると約23%なのですが、民間だと10%からちょっとというところなのですが、これは仕方がない部分もあるのかなというふうには思います。それは、公共建設工事共通費積算基準、そういうものに基づいて積算をしておりますから。ただ、この内容を利率をもってソフトがあって計算していくわけですけれども、これは公共施設だからといって全てその利率どおりということではなく、やはり内容を吟味することも建設会社は大事なことかなというふうに思います。費用対効果の問題になるのではないかなというふうに思いますけれども、その現場管理費と一般管理費の23%、ちょっと計算がどうかだと思うのですが、

23から25%ぐらいですね。これは、ちょっと一般からいうと高いなというふうに思うのですが、この辺を どのように考えていますか。

それから、3点目、結果論ですから、これは公明正大にやったというのであれば、それはいたし方がないのですが、ただ判断の仕方です。印西消防署も白井消防署も、先ほど申し上げましたように同じ設計会社、同じ管理会社。執行部のほうは、こういう工事のあり方に対してどのように思っていらっしゃるのか。

それから、この見積書の中段あたりの文章が書いてある一番下、「本見積有効期限は1ヶ月といたします」と、こうあります。これ大体3カ月が普通だと思うのですが、この辺はどのようになっているのでしょうか。

それから、今度は建物そのものの構造の部分に入っていきたいというふうに思います。この白井消防署は、もう37年たっているということで、建築基準法前の建物だというふうに思います。耐震診断を行ったと思うのですが、これは第何診断まで行ったのか。幾つまでの診断、1、2、3とありますね。どこまでの診断やったのか。それで、Is値は幾らだったのか。なぜこのような細かいことを聞くかというと、やはり今熊本の地震で想定外のことがいろいろ起きました。庁舎が潰れたところもあります。そして、見直し、見直し、6月11日のこの新聞にも低リスクと思っていたのにとんでもないことが起きたということで、改めて関東近辺もこのように赤で塗られておりますけれども、対策見直す自治体と、こういうのが出ております。こういうことがありますので、消防も防災拠点という、そういう位置づけになっているので、私は今の質問をしたわけです。もう一度繰り返します。第何次診断までやったのか、Is値は幾らだったのか。

それから、それに対して、専門的なちょっと内容になるかと思いますけれども、防災拠点となると、それに掛けてくる係数というのがあるのです。今知る人は知る大変重要な重要度係数といいます。これは、例えば防災拠点ですから、もちろん首相官邸もそうですけれども、この重要度係数、1.5というのが最高な係数なのですけれども、そういう1.5を掛けていきます。先ほど事務方のほうに伺ってはいたのですけれども、重要度係数をこの施設は幾つで進めていったのか、これを伺います。

それと、この白井消防署を防災拠点という位置づけとして考えていらっしゃるのか、その辺も再確認を したいというふうに思います。

以上です。

○議長(酢﨑義行) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時20分

○議長(酢﨑義行) 再開します。

総務課長。

○総務課長(川上秀人) それでは、私から、まず1件目の同じ建設会社、設計会社で施工されます印西消防署と白井消防署の違いですか、こちらのほう、比較してどういう金額の差を考えているのかと、どう判断しますかということでありますが、結論からいいますと比較できないということです。印西消防署は、あくまでも移転して新築扱いにしております。白井消防署は、移転せずにその場所で改修及び増築工事と

いうことですので、諸条件が相違しているということで、比較できないという回答でお願いいたします。

続きまして、現場管理費と一般管理費が23%、高いというところでございますが、基本的にこの2つで見るべきではなくて、諸経費という形で、共通仮設費を入れた額として見れば、こちらのほう構成市の管財課へ照会したところなのですが、さまざまな公共機関建設工事においては国土交通省が示す公共建築工事共通費、先ほどおっしゃった積算基準による比率計算で算出されるものでございます。一般的に公共施設工事に係る工事費については、直接工事費に対する諸経費の比率割合が大体30%強弱で推移していれば適正な金額で判断してよいというアドバイスをいただいているところでございます。このことから、先ほどご質問ありました件につきましては、諸経費比率で見ますと31.8%であり、当該諸経費の割合は適正であると判断しているところでございます。

続きまして、3点目、今回実施設計したのがカトウ設計、建築でなったのが平山建設ということですけれども、たまたま同じなのですが、これをどう考えているのかというところなのですけれども、これも入札等のルールにおいての結果ということでご理解いただければと思います。

4点目、見積書になっているというところなのですけれども、1カ月と。誤解があるのといけないので、 先に申しておきますが、これは入札が終わりまして細かいところのチェックをしたかったものですから、 平山建設に頼んで明細という形で出していただいたものです。あくまでもこれは見積書ではないので、そ の辺承知しておいていただきたいと思います。細かいところの詳細まで知りたくて出していただいたもの ですので、その辺ご理解いただきたいと思います。

続きまして、5つ目のIs値ですか、こちらのほうについては0.86でございます。

続きまして、6点目、重要度係数でございますが、1.5でございます。

私からは以上です。

(何事か言う人あり)

- ○議長(酢﨑義行) 総務課長。
- ○総務課長(川上秀人) 恐れ入ります。答弁漏れでございまして、最後の7点目なのですが、防災拠点に しているのかというところですけれども、先ほど消防長が説明したとおり、防災拠点という認識でおりま す。

以上です。

- ○議長(酢﨑義行) 9番、竹内陽子議員。
- ○9番(竹内陽子) それぞれお答えをいただいたのですけれども、では戻って少し伺います。

比較検討できないとおっしゃったのですけれども、それはおかしな話ではないかなと。やはり公共施設だからこそ税金を投入して、よりよい建物、よりよいコストを考えて、そしてつくっていくわけですから、比較ができないことはないと思うのです。いろいろ比較をしました。こちらは新築だ。面積も小さい。それから、白井の場合には建物が37年たっている。そういった諸条件を踏まえて、やはり今全国的にかなり公共施設の建てかえという、特にこのニュータウンはそういう問題が起きております。一挙にそういう建てかえ事業というのが起きている中で、非常に市民の目は費用対効果、それを言います。高齢化があるわけですから、財政を賢く使うという意味では、比較検討できませんというのは私は行政としてあるまじき発言ではないかというふうに思います。

それで、それを前提に、たまたま入札だということなのですが、その開札調書見てください。この開札 調書を見ますと、失格、辞退、失格、失格、辞退、失格、こういう状況なのです。辞退、これどう見ても 入札する気があったから受け入れて、受けたら辞退する。まず、これはおかしいと思います。たまたま平 山建設がここで予定価格よりも下回り、最低価格よりも上であったということで、ここが入ったというこ となのでしょうけれども、それで平山が入ったという、こういう実態をどう捉えていますか。

次に、先ほど公共建設工事共通費積算基準、それに基づいているのだから、30%、そのぐらいは当たり前のようにおっしゃいましたけれども、私もこれ読みました。確かに工事をするに当たってこういう内容のことは必要だと思います。これも一部改正されているものですけれども、でもごらんになりましたか、この内容を。これは、娯楽とか慰安とか、そういう言葉まで入っている費用なのです。慰安、娯楽、それから賃金以内の食事とか、そういったものを利率計算して、そういうソフトがあるから、それを全部入れてしまえば30%になっても仕方がないと、こう言うのですけれども、国が言っているからいいだろうというふうに解釈するのか。それは、基本設計、実施設計していくのはカトウですから、そういうところがきちっともう少し考えてやっていくべき話ではないのかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

それから、見積書の1カ月はわかりました。それは、おいおい変わっていくということなのですね。

次に、構造の部分に入っていきたいと思います。重要度係数1.5、これは最高の数値ですから、それはいいことですけれども、耐震診断をしたら I s が0.86。相当いいのですね、問題ないのですか。0.86といったら、相当いいと思います。0.6以下ではないのかなというふうに、それははっきりしたデータで0.86と出ているのですか。 I s 値ですよ。耐震診断、2次診断で出た、I S O ではないのですよ。 I s 値、これをもう一回確かめます。よろしくお願いいたします。

そうしますと、その数値と1.5を掛けて工事のときには幾つの構造耐震判定指数になっているのか、それを教えてください。

それから、防災拠点の位置づけになっているということはわかりました。それで、重要度係数1.5ですから、それは適切な対応だというふうには思っております。

以上です。

- ○議長(酢﨑義行) 次長。
- ○次長(浅野富夫) それでは、私、次長の浅野です。よろしくお願いいたします。

まず、私から今ご質問のありました I s 値についてお答えさせていただきます。平成23年に耐震診断を 実施しました。繰り返しになりますが、ここでの I s 値0.86、これ間違いございません。

以上でございます。

(何事か言う人あり)

- ○議長(酢﨑義行) 続けてどうぞ。
- ○次長(浅野富夫) 申しわけございません。本来であれば0.9、Is値必要なところ、0.86ということですので、わずか不足している結果となりました。

以上でございます。

○議長(酢﨑義行) 総務課長。

○総務課長(川上秀人) 私から3点お答えさせていただきます。

1点目です。比較検討できないのはおかしいというところでございますが、やはりその庁舎の構造というか、つくり方、これが違うということもありまして、単純には比較できないのですが、どちらかというとこちらの出ている直接工事費につきまして、直工といわれる部分ですが、こちらの費用につきまして今回提出された内訳書を確認しましたところ、各分類工事に対しては設計金額と比較して著しい乖離が認められないので、適正な価格であると認識しているものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、この2社が辞退、4社が失格という実態を捉えてどう考えるのかというところでございますが、辞退した2社の理由でございますが、1社は技術者の確保が困難との回答をいただいております。 もう一社につきましては、会社の都合による辞退ということで、当日の辞退ではなくて、入札執行の数日前の辞退というところでございます。

続きまして、4社が失格というところでありますが、こちらのほうはルールどおりの結果でございますので、ご理解いただければと思います。

3点目ですが、諸経費の30%につきまして、国が定めているからといってどうなのかというところで、こちらはカトウ建築の話をしておりましたので、平山ではなくて、設計費の話としてよろしいでしょうか。あくまでも構成市の管財課ともちょっと話をさせていただいたのですが、やはり国の指標、積算基準を使うというのが公共機関では一般的でありますということで、当消防本部についてもそのように認識しているところでございます。

以上です。

- ○議長(酢﨑義行) 9番、竹内陽子議員。3回目になります。
- ○9番(竹内陽子) 総合的に今いろいろ伺っていて、Is値が0.86、かなりいいわけです。大概ニュータウンでも37年ぐらい前につくられたものは0.4とか0.5、そのあたりの数値になっておりますけれども、信じられないぐらいいい数値です、0.86。本当にそうなのかなとちょっと私は理解できないのですけれども、それはここでしっかりと0.86と、そういうふうにおっしゃったのですから、それを信じましょう。であれば、耐震改修にそんなお金がかからないはずです。何にお金がかかるかといったら、耐震改修です。0.86で非常にいい数値であれば、何ゆえ印西市の、もちろん面積違いますよ、だけれども単純に比較しまして防災拠点という位置づけになっていて、そしてもちろん耐震のことも加味して印西の消防署は、これは消費税抜きで入札価格が4億2,000万。自井のあれは増設はします。だけれども、本体のところは今おっしゃったように0.86ですごく立派なのです。となれば、なぜこのように5億6,250万、これにプラス消費税です。これは一体どういうことなのでしょうか。私としては、そのやる仕事とこの金額と、もちろん印西と白井の建物の面積は違います。1.6倍違う、わかっております。だけれども、それにしても、私も専門家に見てもらいました。もしそのIs値がよければ、耐震のところにお金使うことないわけですから、外装、内装一部改修したりしてやるわけです。そこに新しいものが増設されるわけですから、それは新の基準でやるわけですから。であれば、私は何ゆえこのように費用がかかっているのかというのがちょっとわからないのですけれども、その辺を最後にお聞きをしたいと思います。
- ○議長(酢﨑義行) 管理者。
- ○管理者(伊澤史夫) 私から今回の議案についてお答えをいたします。

今回の議案は、ご説明いたしましたとおり契約の締結でございます。今のご質問の内容等につきましては、この予算を組むときに、当初予算の中で担当課からご説明をさせていただいて、それによって議会で議決をいただいて、その議決をいただいた内容について今回は執行した結果を契約の締結ということで上程しているわけでございまして、補足質問になるのですか、それについてお答えさせていただいておりますけれども、今回はあくまでも予算に基づいた契約の締結という、いわゆる地方自治法96条の規定に基づく締結でございますので、その辺よくご理解をいただいてご承認をいただければと思っているところでございます。

今いただいた質問の中で、私は総括的な考え方を答弁いたしましたので、詳細もしくは答弁漏れについては担当からご説明をさせていただきます。

- ○議長(酢﨑義行) 消防長。
- ○消防長(須藤達也) まず、耐震の関係について、これは診断を受けた結果、0.86、間違いございません。 それで、重要な施設である警察、消防、病院などは標準建物の0.6の1.5倍の0.9まで引き上げろということで、0.9以上を全て網羅するという形に引き上げる耐震改修を行うという部分、それから今回の金額がかなり高額になっているというところは、既存の建物の中で間仕切りや内装、給排水、全て更新して今後長く使える庁舎とするためにも、やはりある程度の経費はかかってしまうというふうなことで私ども考えております。

以上です。

- ○議長(酢﨑義行) 7番、山田喜代子議員。
- ○7番(山田喜代子) この消防署が竣工から37年経過、老朽化、それでやることについては、私たちは反対しているわけではありません。ただ、この経過についてちょっと私も疑問がありますので、竹内議員とダブるかもしれませんけれども、それはお許しいただいて、お伺いしたいと思います。

まず最初に、入札の状況の中で、失格が4件あって辞退も2件あった。説明によると、5月9日公告、7社が応募した。この時点でもう既に技術者がいるという前提でやっているのかなと思ったら、実はその理由が技術者がいない、会社都合だというふうにおっしゃいました。このことについて、私も納得いかないので、この辺の説明をもう一度伺いたいと思います。

それと、失格について。失格が4件もあった。これって結局この1社だけが落としたということで、競争の原理が働いていないということに非常に私は疑問を感じています。この失格については、ルールどおりの結果だというふうにご説明がありましたので、この点についてもう一度詳しい説明を伺いたいと思います。これが2番目の質問。

それと、竹内議員の請求によって見積書が出ました。こちらが要求しなくても審議資料の一部として見 積書はこれからも出すのか、それとも議会で要求しない限り出さないという考えなのか、その点について 質問したいと思います。

それと、耐震の件です。警察や病院とか、そういう公共施設については0.9まで引き上げろということ は国からの通達ですか。だけれども、今回は0.86になってしまったということですよね。その点について

- 15 -

(何事か言う人あり)

- ○7番(山田喜代子) 私が違う。済みません。何か私が聞き漏れたかもしれませんけれざも、警察、病院なんかでは0.9まで引き上げるという話は説明でありましたよね。だけれざも、今回は0.86というのは、わずか不足していると答弁がありましたけれざも、この点について、済みません、聞き漏らしたかもしれませんけれども、ご説明をもう一度伺いたいと思います。以上です。
- ○議長(酢﨑義行) 次長。
- ○次長(浅野富夫) それでは、私からもう一度耐震指標、Іѕ値についてお答えさせていただきます。

先ほど消防長から説明がありましたとおり、主要な公共施設といいますか、先ほど言いました警察、消防、病院、学校等々だと思いますが、基準法でいう新耐震基準、昭和56年に改正されましたが、一般の建物については0.6というような基準がございますが、今言いました主要な建物、ここには0.6掛ける1.5倍の強度が必要だよということで示されています。その結果、平成23年に実施した白井消防署の耐震結果につきましては、Is値、耐震指標0.86ということですので、0.9に至らないというところで、今回耐震補強するということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

- ○議長(酢﨑義行) 総務課長。
- ○総務課長(川上秀人) 私から3点ほどお答えさせていただきます。残りの3点でございます。

まず、1点目の入札辞退者について、その理由ですか、もう少し詳しくということですが、こちらにつきましても会社、相手方の都合でございまして、そこまで細かく聞いておりませんので、不明というところでお願いいたします。

2点目、4社が失格した、ルールどおりという説明なのですけれども、もう少し詳しくということでよろしいでしょうか。今回の4件の失格につきましては、最低制限価格を下回ったためによる失格でございます。根拠としましては、当消防組合が準用している印西市契約事務規則第14条第2項に基づく印西市建設工事等契約事務取扱要領を参考として最低制限価格を設定いたしました。こちらの価格を下回ったことにより失格という形になりましたので、ご理解お願いします。

それから最後に、3点目です。審議資料を今後も出すのかというところでございますが、こちらのほうは要請があれば出させていただきます。

以上です。

- ○議長(酢﨑義行) 7番、山田喜代子議員。
- ○7番(山田喜代子) 耐震のことはわかりました。失礼しました。

あと、そのほかの説明はわかりましたけれども、やはり資料はこちらが要請しないまでも必ずつけて、 多くの皆さんの理解を得るという前提で、審議資料としてこちらが要求するまでもなくつけるべきだと思 いますけれども、その点についてもう一度伺いたいと思います。

- ○議長(酢﨑義行) 消防長。
- ○消防長(須藤達也) 全てにこういう詳細なものが必要なのかというところも、ちょっと今後私どもも検討させていただきたいと思いますので、工事に係ってとか、今後自動車とかいろいろなものがございますので、その中で検討させていただきたいと思います。

- ○議長(酢﨑義行) 7番、山田喜代子議員、3回目です。
- ○7番(山田喜代子) その資料のことです。では、議会として要求があれば、それは拒むということはないですね。それは提出していただけるのか、ちょっと確認したいと思います。
- ○議長(酢﨑義行) 消防長。
- ○消防長(須藤達也) 要求があれば、できる限り対応させていただきたいと考えております。
- ○議長(酢﨑義行) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、長谷川則夫議員。

○1番(長谷川則夫) 本議案に賛成をいたします。最低制限価格の設定によって、残念ながら1社という結果にはなったわけですけれども、入札率96.7%ということで、まあまあの数字ではなかったかというふうに捉えています。最低制限価格と入札価格がなかなか今の状況では埋められない、特に工事単価の急騰ですとか人件費の高騰ですとか、そういう時期にございます。そして、先ほどからもいろいろ議論はありましたけれども、私は今回の議案は入札によって工事請負契約を締結するのだというところにあるわけですから、やはりそこをきちっと捉えて、我々議員も考える必要があると思います。

以上をもちまして、この議案に賛成をいたします。

○議長(酢﨑義行) ほかに討論はありませんか……失礼しました。あった場合、反対者からでしたが、賛成者からでした。済みません。

9番、竹内陽子議員。

○9番(竹内陽子) 反対の討論をさせていただきます。

確かに非常にそれぞれのやるべきところで努力はされていると思います。確かに入札の辞退が出たらしようがない。予定価格より下回ったら、それは失格。それは、もう十分私どももわかっているわけですけれども、そういう実態がなぜ起きているのか。そういうことをやはり設計事務所、そういうところが基本から実施計画をやっているわけですから、そういうところときちっと話し合って、いかにコストを考えながらよいものをつくっていくというところを目指していかなければいけないわけですよね。どうも今伺っていると、では白井消防署の場合にはIs値がとてもいい、だから意外と費用のほうはかからなくて済む、いや、でもここの部分は内装にかなりかかってしまったと。そういったもっと細かいお話があってしかるべきだと思いますが、なかなかそれは基準によって積算しているからこういうことになったということで、本来は行政が設計事務所とやっている、そういう検討したことをもっと議会にはっきりと示してくださってもよいのではないかと、私はそういうふうに思っております。あと細かいことございますけれども、一番はそういうところに私の思いがあります。ですから、きょう伺っている中で、十分私はそのところが理解できないということがありまして、この議案に対しては反対をさせていただきます。

○議長(酢﨑義行) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) ほかに討論はありませんか。(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(酢﨑義行) 起立多数です。

したがって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(酢﨑義行) 日程第6、議案第3号 財産の取得についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 管理者。

○管理者(伊澤史夫) 議案第3号についてご説明いたします。

本案は、老朽化した牧の原消防署の高規格救急自動車を印西地区消防組合消防車両等整備計画に基づき 更新整備をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のう ち印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び取得の概要の詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くだ さるようお願いいたします。

- ○議長(酢﨑義行) 消防長。
- ○消防長(須藤達也) 議案第3号について補足説明をさせていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。本件につきましては、事後審査型制限つき一般競争入札により執行したものでございます。本年4月12日に入札等審査会を開催し、入札参加要件を決定し、5月9日に入札の公告をしたところ、1社から入札参加の届け出がありました。6月9日、1社による入札を行った結果、千葉トヨタ自動車株式会社が3,010万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社より消費税を含めました3,250万8,000円で取得するものでございます。

以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、取得財産の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料3-1ページをごらんください。取得する車両は、高規格救急自動車専用シャシーにガソリンエンジンを搭載し、乗車定員は7名、悪路走行にすぐれた4輪駆動方式としております。主たる装備品としては、緊急走行時負傷者の振動を軽減する防振架台つきストレッチャー、ストレッチャーは小回りのきく4輪操舵型を配備します。救命率を高めるため、救急救命士が医師の指示のもとで使用できる気道確保資機材、血中酸素、一酸化炭素飽和濃度測定器、半自動除細動器を備えております。また、車内の患者監視装置として血液中の酸素濃度の測定

や心電図、血圧等の測定をする機材、患者監視モニターも積載しております。さらに、この地域には警察の救急搬送支援システムが取り入れられ、救急車が管内の基幹病院である日本医科大学千葉北総病院へ向かう際には、交差点の信号を制御して走行の安全と時間の短縮が図られるものとなります。

納期につきましては、平成29年2月17日までとしております。

なお、審議資料の議3-2ページには、開札調書を添付してございます。よろしくご審議くださるよう お願いいたします。

○議長(酢﨑義行) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、山田喜代子議員。

○7番(山田喜代子) 公告をしたところ、1社の参加しかありませんでしたけれども、かつて1社しか参加がなかったということがあったのかどうか、その点について過去の状況もあわせて伺いたいと思います。 それと、仕様の一般で、乗車定員7名、これは十分にこの7名は確保されている状況なのかということも伺いたいと思います。

それと、最後の救急搬送支援システム、これたしか数年前にこの議案が出て可決されたことだと思いますけれども、今までの車両、私は全て対応できているのかなと思ったら、改めてこれが出てきたのですけれども、この高規格救急自動車だけがこの支援システムの対応になっているのか、ほかの車両もそういう状況になっているのか、その点について、3点伺いたいと思います。

- ○議長(酢﨑義行) 総務課長。
- ○総務課長(川上秀人) それでは、私からは過去の入札において1社の入札はあったのかというところですが、結果的にはありません。今回が初めてでございます。 以上です。
- ○議長(酢﨑義行) 警防課長。
- ○警防課長(石井幸夫) 警防課長の石井でございます。よろしくお願いいたします。

改めまして、救急搬送支援システムのことについてお答えいたします。支援システムですが、あくまでも病院へ向かう救急車、これの時間短縮等、今回の車だけではなくて、救急車の全車両についております。 それから、質問の2番、乗車定員ということでございますが、乗車定員7名というのは車をつくるときの道路運送車両法にその車は何人最大乗れるのですかというのが決まってございまして、それが7名という位置づけでございます。救急隊は3名が乗車するものですから、患者、負傷者も含めて、あと4名乗れるということになってございます。

以上です。

- ○議長(酢﨑義行) 7番、山田喜代子議員。
- ○7番(山田喜代子) 2番目と3番目のことはわかりました。

最初の1社しかなかった、このような状況はなかった。これというのは、やはり競争原理が働いてこそ 価格競争ができると思うのですけれども、これは高規格の救急自動車ということで、今までなかったほど のかなりの高規格かなというふうに思っていますけれども、1社ということについて私はこだわりたいの ですけれども、この対応できる業者が、要するに会社がこれしかなかったのか、それとももうこれはただ

結果であるから、仕方がなかったって、そういう感じなのですか。何か1社だけというのが私は、それ応募してきたのが1社しかなかったのは仕方がないしても、この車を製造できる、対応できる業者がなかったということなのですか。それは結果だから、しようがないということなのでしょうけれども、その点について伺いたいと思います。

- ○議長(酢﨑義行) 消防長。
- ○消防長(須藤達也) 今回の購入する救急車、今までのものよりとても高規格というわけでございません。 一緒の仕様です。それで、今までも救急車に関しましてははっきり申し上げましてトヨタ自動車と日産自 動車の2社だけが参加してきていたというところであります。なぜか今年度は千葉トヨタしか来ていただ けなかったというのが事実でございます。

以上です。

- ○議長(酢﨑義行) 9番、竹内陽子議員。
- ○9番(竹内陽子) それでは、伺います。

このトヨタの救急車、私もトヨタの救急車幾らぐらいするのかなということでちょっと調べてみました。そうすると、このメーカー希望小売価格というのがあって、ハイメディック、この価格1,000万ぐらいです。私おかしいなと思って執行部のほうに伺いましたら、それは竹内さん、いろいろ中をああではない、こうではないといって艤装するのだから、それはこれだけお金かかりますよと。ああ、そうですかと。それで伺ったわけですけれども、きょう私がここへ来て、消防車の中を見ました。隊員の方に、この消防車というのはどうなのですか、この形というのは大体決まっているのですか、はい、そうです。特に高い機械というのはどれですか。そうですね、AEDかな、ストレッチャーも高いかなという話で、大体位置は決まっているわけです。そうすると、私が執行部のほうに質問した、いや、艤装するのだから、高いのですよと。どういった艤装が出てくるのかなというのが1点です。

それから、それに搭載する機器は、これ落札しているのが3,000万ですよね、消防車。そうすると、本体が仮に1,500万としても、搭載するものが1,500万ぐらいかかるものなのですか。その搭載するもので主にお金がかかるもの説明をしていただきたいと思います。

- ○議長(酢﨑義行) 警防課長。
- ○警防課長(石井幸夫) 私から説明させていただきます。

標準的なトヨタの車両、これは何もしていない救急車の形をしている、中も特殊なものはしていないと。 それでお幾らするのですかというお話ですと、約1,055万円でございます。それから、私どもがこういう 仕様でつくってくださいというものは、これを載せますから、これを載せるところの場所の配線だとか収 容するときのネットだとか、いろんな改装をしてくださいという要望がございまして、それに対する技術 料というのですか、それが約349万7,150円かかるということでございます。ですから、これを合わせます と、まだ何も入れなくても改装するだけでも約1,400万円かかってしまうということでございます。

それから、何が一番高いのですかというお話ですが、ちょっと長くなりますが、私から説明させていただきます。防振架台つき、これは患者をストレッチャーで載せて病院に運ぶまでの寝ていながら衝撃を吸収するというものがございます。これはエアサスペンションによって行われるものでございまして、これが車両に含まれてございまして、先ほど1,400万ということの中に含まれてございます。これは、最初か

らメーカーにあるときからつくってくださいねということでございますので、こちらに持ってきてつけて いただくということではなくて、最初からもう注文しないとつかないというお話ですから、その中に含ま れるということでご理解ください。それから、気道確保用具というものがございまして、これは気道の中 にチューブを入れるのです。これが6ミリとか7ミリとかサイズがございまして、これを各サイズ10本入 れると約9万6,000円でございます。それから、気道閉鎖式チューブというものもございまして、これも 番号でなっておりまして、5式を10本ずつということで約30本のものがございまして、それを100本入れ ますと約35万円になります。それから、今度はラリンゲルチューブというのがございまして、それを30本 だと37万8,000円。喉頭鏡として、喉を開いて入れるものです、それ1つで15万5,000円。先ほど消防長か ら説明がありました血中酸素、血液中の酸素濃度と一酸化炭素濃度をはかるものが、これが90万円。それ から、心電図モニター、波形を見るやつです、それと酸素、血液中にどのぐらいの濃度があるのだという ものを数字で見るものが291万円。それから、先ほど議員から質問がありましたAEDでございますが、 実は救急車に載っている除細動器はAEDとは違いまして、医療機関、先生も使うことができるというこ とで、電気ショックの低いものから強いものまで7種類に分かれてございます。子供から大人までという ことでご理解していただければと思います。これが294万円。それから、酸素吸入が約36万円。人工呼吸 器が127万円。それと、呼吸器ではなくて、今度自動で異物があるときに吸引するものが18万円。ざっと 大きなものでこのくらいの値段がかかってございます。それから、患者がけがをして、もうこれ以上動か せないというもので、俗に言うバックボードといって板なのですが、これだけでも約10万円ぐらいすると いうことになります。

以上でございます。

- ○議長(酢﨑義行) 9番、竹内陽子議員。
- ○9番(竹内陽子) 私の頭の計算機、余りよくないので、あれなのですけれども、それでも3,000万には足してみるとなりませんよね。こういう場合にもやはり私どもが判断するのに、先ほども課長おっしゃいましたように車体が大体1,050万円だと。では、3,000万というのはどういう内容なのかというのをやはり資料として添付があると非常にこういう場で時間を割かなくて済むというふうに思います。

それにしても、この金額が何ゆえ3,000万になるのかなというのは、今のざあっとトータルしても3,000万には欠けるのですけれども、最初の1,400万の中には配置するというのですか、設置する費用も入っているということですから、どうなっているのかなというふうには思いますけれども、ではこういうふうに聞きましょう。車体が1,050万、それで整備というのか、設置するのを含めて1,400万円の車、それに搭載するものは幾らかかるのですか。

- ○議長(酢﨑義行) 警防課長。
- ○警防課長(石井幸夫) 先ほどは、細かい数字を言って恐縮なのですが、計算しますと、こちらにいただいた資料の中には、積載物品の合計なのですが、1,404万7,150円ということになりまして、合計が先ほど言われました3,000万というような形になろうかと思います。
- ○議長(酢﨑義行) 9番、竹内陽子議員。
- ○9番(竹内陽子) ここでこのままやりとりしても時間がかかるのですけれども、救急車というのはトヨタのは大変いい性能のものだというふうにも伺っております。ですから、これから私ども議会に示してく

ださるときには、確かに入札は3,010万円だと。でも、本体幾ら、搭載するもの幾ら、これからはそういうハイレベルのものが搭載されるのですよというようなことを解説していただければ、このような質問しなくてよかったなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(酢﨑義行) 答弁はよろしいですか。求めますか。 今の件につきまして、何か対応があればお願いします。 暫時休憩します。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時14分

○議長(酢﨑義行) 再開します。消防長。

- ○消防長(須藤達也) 今回の契約というよりも、予算時になるべくその辺を細かく説明させていただければと思います。この契約に関してですと、もう既に千葉トヨタから入札が終わって、うちのほうは特段近隣と比べて高い救急車を買っているというような認識はございません。非常に適正な価格であると認識しておりますので、予算のときにその細かい内容をお示しできればと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○9番(竹内陽子) 議長、ちょっと質問ではなく、今の……
- ○議長(酢﨑義行) 答弁漏れですか。
- ○9番(竹内陽子) 答弁に対してちょっと異議あります。
- ○議長(酢﨑義行) それは、討論でお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

- ○議長(酢﨑義行) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 7番、山田喜代子議員。
- ○7番(山田喜代子) この車両の購入については、命にかかわるものですから、質疑の中でいろんな内容がわかりました。それについてはいいのですけれども、最後に予算時に細かく説明したいと思うとおっしゃいましたけれども、予算というのは車両だけではなくて、全体の予算が出ますから、その都度細かくやるのではなくて、先ほども管理者がこれは契約の締結で、予算のときに説明した、予算に基づく締結だとおっしゃいましたけれども、確かにそうですけれども、こういう内容のものを買いますという提案を議会にしているわけですから、予算時に説明していただくのも結構ですけれども、議案として提出する以上は、

やはり議員の質問に丁寧に答えていただいて、また資料もあわせて提出していただきたいと思います。 以上が討論です。よろしくお願いします。

- ○議長(酢﨑義行) 賛成の討論ということでよろしいですか。
- ○7番(山田喜代子) そうです。
- ○議長(酢﨑義行) 次に、原案に反対者の発言を許します。 (「なし」と言う人あり)
- ○議長(酢﨑義行) 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、竹内陽子議員。
- ○9番(竹内陽子) 賛成をいたします。ただ、これに対して一言申し上げたいことは、今山田議員からも少し条件がついたように思うのですけれども、私も人命にかかわる大事な救急車ですから、高性能のもの、これはもう絶対必要だというふうに思います。私も調べましたけれども、本当にトヨタの救急車は数いろいろな種類つくっているということで、トヨタはいいなというふうには思っております。ただ、一回予算で可決されているといえども今出ているのは開札調書をつけた財産の取得ですから、改めてこの議案に対して私どもは審議をしなければいけません。それに付随する細かいこと、あるいは添付される資料等は当然あってしかるべきだと思いますので、次回はこのようなやりとりをしなくても済むようにぜひとも議案の提出をお願いしたいというふうに思って、賛成討論といたします。
- ○議長(酢﨑義行) 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 財産の取得についてを採決します。

議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(酢﨑義行) 起立全員です。

したがって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(酢﨑義行) 日程第7、議案第4号 財産の取得についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 管理者。
- ○管理者(伊澤史夫) 議案第4号についてご説明いたします。

本案は、老朽化した印西西消防署の消防ポンプ自動車を印西地区消防組合消防車両等整備計画に基づき

更新整備するため、地方自治法第96条第1項第8号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち 印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処 分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び取得の概要の詳細につきましては、消防長より説明しますので、よろしくご審議くださる ようお願いいたします。

- ○議長(酢﨑義行) 消防長。
- ○消防長(須藤達也) 議案第4号について補足説明をさせていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。本件につきましては、事後審査型制限つき一般競争入札により執行したものでございます。本年4月12日に入札等審査会を開催し、入札参加要件を決定し、5月9日に入札の公告をしたところ、11社から入札参加の届け出がありました。6月9日、11社による入札を行った結果、株式会社ベルリングが3,320万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社より消費税を含めました3,585万6,000円で取得するものでございます。

以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、取得財産の概要についてご説明をいたします。お手元の審議資料、議4-1ページをごらんください。取得する車両は、消防自動車専用3トン級シャシーに排ガス規制適合のディーゼルエンジンを搭載し、乗車定員は5名、悪路走行にすぐれた4輪駆動方式としています。主たる装備品として、毎分2,000リットル以上の放水能力を持つA-2級の消防ポンプを備えております。吸管は左右どちらでも取り出せ、電動で巻き取る装置を備えております。また、放水圧力の自動調整や手引電動ホースカーによって作業の省力化を図ることとしています。当該車両は、消火栓や防火水槽からの単独放水や他の消防車への中継送水を行い、大型消防車両が進入困難な狭隘道路や水利状況が悪い火災現場でも中継送水が容易にできるよう小型でコンパクトな仕様となっております。

納期につきましては、平成29年3月10日までとしております。

なお、審議資料の議4-2ページには、開札調書を添付してございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(酢﨑義行) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、山田喜代子議員。

○7番(山田喜代子) 先ほどの説明の中で、老朽化というふうに説明がありました。老朽化したその車両ですけれども、それは購入の年は何年なのか、それと走行距離はどのぐらいだったのかを確認したいと思います。

それと、これもかなり狭い道路でも使えて、いろいろと機能が充実しているというふうに今の説明で伺いましたけれども、これはかなり今までなかった新機種といいますか、そういうポンプ自動車なのでしょうか。

この2点を伺います。

- ○議長(酢﨑義行) 警防課長。
- ○警防課長(石井幸夫) 山田議員からの質問に、何年に買った車なのかということでございますが、初年

度登録は平成10年の3月でございます。走行距離でございますが、4万9,890キロという数字が出てございます。

以上です。

○議長(酢﨑義行) よろしいですか。 続けてお願いします。

- ○警防課長(石井幸夫) 恐れ入ります。機種なのですが、これは一緒のものでございます。
- ○議長(酢﨑義行) 7番、山田喜代子議員。
- ○7番(山田喜代子) 老朽化の基準ですけれども、これ購入の年によるものなのか、それとも走行距離によって判断するのか、その基準というものを伺いたいと思います。
- ○議長(酢﨑義行) 警防課長。
- ○警防課長(石井幸夫) 更新の年数は、車両更新整備計画の中で15年ということで定められてございます。 以上です。
- ○議長(酢﨑義行) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 財産の取得についてを採決します。

議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(酢﨑義行) 起立全員です。

したがって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。3時35分まで休憩します。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時35分

○議長(酢﨑義行) 再開します。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(酢﨑義行) 日程第8、議案第5号 財産の取得についてを議題とします。 本案について提案理由の説明をお願いします。 管理者。
- ○管理者(伊澤史夫) 議案第5号についてご説明いたします。

本案は、老朽化した白井消防署の化学消防ポンプ自動車を印西地区消防組合消防車両等整備計画に基づき更新整備するため、地方自治法第96条第1項第8号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び取得の概要の詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くだ さるようお願いいたします。

- ○議長(酢﨑義行) 消防長。
- ○消防長(須藤達也) 議案第5号について補足説明をさせていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。本件につきましては、事後審査型制限つき一般競争入札により執行したものでございます。本年4月12日に入札等審査会を開催し、入札参加要件を決定し、5月9日に入札の公告をしたところ、11社から入札参加の届け出がありました。6月9日、11社による入札を行った結果、長野ポンプ株式会社が5,300万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社東京営業所より消費税を含めました5,724万円で取得するものでございます。

以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、取得財産の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料、議 5-1ページをごらんください。取得する車両は、消防自動車専用 5 トン級シャシーに排ガス規制適合のディーゼルエンジンを搭載し、乗車定員 6 名、悪路走行にすぐれた 4 輪駆動方式としています。主たる装備品として、毎分2,000リットル以上の放水能力を持つA-2 級の消防ポンプと1,500リットルの水槽及び500リットルの泡原液槽、泡混合装置を備え、泡放射能力は毎分1,200リットルを放水可能です。吸管は左右どちらでも取り出せ、電動で巻き取る装置を備えております。また、放水圧力の自動調整や手引電動ホースカーによって作業の省力化を図ることとしています。当該車両は、水では消火できないガソリンスタンドを初めとする危険物施設火災や工場火災等に対処するため配備する車両でございます。

納期につきましては、平成29年3月1日までとしております。

なお、審議資料の5-2ページには、開札調書を添付してございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(酢﨑義行) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、山田喜代子議員。

- ○7番(山田喜代子) 先ほどと同じ質問になりますけれども、老朽化のこの購入年、それと走行距離、それと老朽化した車両があったら廃棄という処分をするのかということと、今まで購入した同型の車両でしょうか。それを伺いたいと思います。
- ○議長(酢﨑義行) 白井消防署長。
- ○白井消防署長(伊藤 実) 白井消防署、伊藤でございます。ただいまの山田議員の質疑について回答したいと思います。

初年度登録というところですが、平成13年度というところで、消防長から説明ありましたとおり平成14年2月になります。走行距離は10万9、239キロとなっております。

あと、機種のほうですが、同型のものとなっております。 以上でございます。

- ○議長(酢﨑義行) 警防課長。
- ○警防課長(石井幸夫) 新旧の違いでございますが、今度の車はキャビンがハイルーフになってございます。

廃車するかどうかのことについては、廃車する予定でございます。

○議長(酢﨑義行) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 財産の取得についてを採決します。

議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(酢﨑義行) 起立全員です。

したがって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(酢﨑義行) 日程第9、議案第6号 財産の取得についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 管理者。

○管理者(伊澤史夫) 議案第6号についてご説明いたします。

本案は、印西地区消防組合消防車両等整備計画に基づき水槽付消防ポンプ自動車を新規に整備するため、 地方自治法第96条第1項第8号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び取得の概要の詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くだ さるようお願いいたします。

- ○議長(酢﨑義行) 消防長。
- ○消防長(須藤達也) 議案第6号について補足説明をさせていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。本件につきましては、事後審査型制限つき一般競争入札により執行したものでございます。本年4月12日に入札等審査会を開催し、入札参加要件を決定し、5月9日に入札の公告をしたところ、10社から入札参加の届け出がありました。6月11日、10社による入札を

行った結果、小川ポンプ工業株式会社が3,200万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社東京事務所より消費税を含めました3,456万円で取得するものでございます。 以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、取得財産の概要についてご説明をいたします。お手元の審議資料、議6-1ページをごらんください。取得する車両は、消防車両専用4トン級シャシーに排ガス規制適合のディーゼルエンジンを搭載し、乗車定員6名、後輪駆動方式としています。主たる装備品として、毎分2,000リットル以上の放水能力を持つA-2級の消防ポンプと1,500リットルの水槽を備えています。また、放水圧力の自動調整や手引ホースカーによって作業の省力化を図ることとしています。当該車両につきましては、消防力の整備指針に基づき大規模災害時に非番者や週休者が運用する車両として使用するほかに、消防自動車が故障した場合、または車検等に使用し、消防力が低下することがないように非常用消防自動車として整備するものでございます。また、非常用であることから、必要最低限の装備品で印旛消防署に配備します。

納期につきましては、平成29年3月6日までとしております。

なお、審議資料、議6-2ページには、開札調書を添付してございます。よろしくご審議くださいます ようお願いいたします。

○議長(酢﨑義行) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、山田喜代子議員。

- ○7番(山田喜代子) 今説明の中で、大規模災害とか故障のとき、車検のときという非常用ということで 印旛消防署に配置するということで、これは全ての消防署に非常用が配置されているのでしょうか。その 確認と、あと小川ポンプ工業が落としたのですけれども、ここの会社の実績を伺います。
- ○議長(酢﨑義行) 警防課長。
- ○警防課長(石井幸夫) 小川ポンプの実績でございますが、平成27年度に川崎市消防局、静岡県、愛知県、 計42台の納入実績がございます。千葉県では、平成25年に柏市のほうに納入実績がございます。

(何事か言う人あり)

- ○議長(酢﨑義行) 続けてお願いします。
- ○警防課長(石井幸夫) 非常用車両のことでございますが、全ての消防署に非常用車両があるのかということでございますが、全ての消防署にはございません。非常用車両は、現時点で2台がございます。印旛消防署に1−Aという水槽付がございます。なお、牧の原消防署に救急車がございます。以上です。
- ○議長(酢﨑義行) 7番、山田喜代子議員。
- ○7番(山田喜代子) 実績はわかりました。当組合では初めてだということがわかりました。 計画見ればわかるのでしょうけれども、この非常用のはこれから全部のところに配備する予定なのか、 それとも車検があった消防署に、そのときに応じて配置するというか、そういうことなのですか。
- ○議長(酢﨑義行) 警防課長。
- ○警防課長(石井幸夫) ご指摘のとおりでございます。
- ○議長(酢﨑義行) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 財産の取得についてを採決します。

議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(酢﨑義行) 起立全員です。

したがって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長(酢﨑義行) 日程第10、報告第1号 継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。 本案について報告を求めます。

管理者。

○管理者(伊澤史夫) 報告第1号 継続費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

本案は、平成27年第1回印西地区消防組合議会定例会で平成27年度から平成28年度までの継続費として ご承認いただきました印西消防署庁舎建設事業にかかわる1,568万円を翌年度に逓次繰り越ししましたの で、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

以上です。

○議長(酢﨑義行) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢﨑義行) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎閉会の宣告

○議長(酢﨑義行) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成28年第2回印西地区消防組合議会臨時会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時49分)